

会議開催のお知らせ

とちぎ健康21プラン推進協議会

とちぎ健康21プラン推進協議会設置要綱に基づき、下記のとおり令和6(2024)年度第2回とちぎ健康21プラン推進協議会を開催します。

傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

■ 開催日時

令和6(2024)年10月21日(月) 15時30分から17時30分

■ 開催場所

栃木県庁東館4階 講堂

■ 議題

- 1 前回協議会意見及び目標項目の修正等について
- 2 とちぎ健康21プラン(3期計画)(素案)について
- 3 その他

■ 傍聴定員

10名 傍聴を御希望の方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。なお、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定させていただきますので、予め御了承願います。

(詳細については、裏面の傍聴要領を御覧ください。)

■ 問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康増進課 健康長寿推進班

電話：028(623)3094

傍 聴 要 領

とちぎ健康 21 プラン推進協議会

1 傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。申込みをした方に、整理券を交付します。

傍聴の申込みは、会議の開催予定時刻30分前から受付を開始します。

(2) 整理券の交付は、会議の開催予定時刻15分前に終了します。

その時点で、

① 傍聴申込み者が傍聴定員を超える場合は、

抽選により傍聴者を決定させていただきますので、予め御了承ください。

なお、抽選は整理券の交付順に行います。

② 傍聴申込み者が傍聴定員に満たない場合は、

整理券の交付を受けた方全員に傍聴を許可します。

また、傍聴定員に達するまで先着順に傍聴を許可します。この場合の受付は、会議の開催予定時刻 5 分前に終了します。

(3) 傍聴を許可された方は、開催予定時刻 5 分前までに、会場受付で住所、氏名を記入し、事務局係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

(3) 会議開会後から閉会までの入退室は、原則として認めません。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎたてる等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食をしないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。